

岩手県告示第 317 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

平成 19 年 4 月 3 日

岩手県知事 増 田 寛 也

1（1）路線名 氏子橋夕顔瀬線

（2）供用開始の区間 盛岡市前九年二丁目 60 番 2 地先から 62 番 2 地先まで

（3）供用開始の期日 平成 19 年 4 月 3 日

（4）供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 盛岡地方振興局土木部

イ 期間 平成 19 年 4 月 3 日から同年 5 月 3 日まで

2（1）路線名 吉里吉里釜石線

（2）供用開始の区間 上閉伊郡大槌町小槌第 31 地割字大須賀 29 番 21 地先から第 28 地割字間渡 169 番 1 地先まで

（3）供用開始の期日 平成 19 年 4 月 3 日

（4）供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 釜石地方振興局土木部

イ 期間 平成 19 年 4 月 3 日から同年 5 月 3 日まで